

社会福祉法（連携推進法人関係） （社会福祉法人関連規定、一般法人法、公益法人法準用条文）	社会福祉法施行令	社会福祉法施行規則
※ 以下の規定のほか、一般法人法のうち、第百四十七条の規定により適用が除外される規定を除く、一般社団に係る規定が適用されることに留意。 第十一章 社会福祉連携推進法人 第一節 認定等 （社会福祉連携推進法人の認定） 第百二十五条 次に掲げる業務（以下この章において「社会福祉連携推進業務」という。）を行おうとする一般社団法人は、第百二十七条各号に掲げる基準に適合する一般社団法人であることについての所轄庁の認定を受けることができる。 一 地域福祉の推進に係る取組を社員が共同して行うための支援 二 災害が発生した場合における社員（社会福祉事業を営営する者に限る。次号、第五号及び第六号において同じ。）が提供する福祉サービスの利用者の安全を社員が共同して確保するための支援 三 社員が営営する社会福祉事業の営営方法に関する知識の共有を図るための支援 四 資金の貸付けその他の社員（社会福祉法人に限る。）が社会福祉事業に係る業務を行うのに必要な資金を調達するための支援として厚生労働省令で定めるもの 五 社員が営営する社会福祉事業の従事者の確保のための支援及びその資質の向上を図るための研修 六 社員が営営する社会福祉事業に必要な設備又は物資の供給 （認定申請） 第百二十六条 前条の認定（以下この章において「社会福祉連携推進認定」という。）の申請は、厚生労働省令で定める事項を記載した申請書に、定款、社会福祉連携推進方針その他厚生労働省令で定める書類を添えてしなければならない。 2 前項の社会福祉連携推進方針には、次に掲げる事項を記載しなければならない。 一 社員の氏名又は名称 二 社会福祉連携推進業務を実施する区域 三 社会福祉連携推進業務の内容 四 前条第四号に掲げる業務を行おうとする場合には、同号に掲げる業務により支援を受けようとする社員及び支援の内容その他厚生労働省令で定める事項		（資金を調達するための支援） 第三十八条 法第百二十五条第四号に規定する厚生労働省令で定めるものは、資金の貸付けとする。 （社会福祉連携推進認定の申請手続） 第三十九条 法第百二十六条第一項に規定する厚生労働省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。 一 名称及び代表者の氏名 二 主たる事務所の所在地 三 法第百二十五条に規定する社会福祉連携推進業務の内容 2 法第百二十六条第一項に規定する厚生労働省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。 一 当該一般社団法人の登記事項証明書 二 当該一般社団法人の理事及び監事の氏名、生年月日及び住所を記載した書類 三 法第百二十七条各号に掲げる基準に適合することを証明する書類 四 当該一般社団法人の理事及び監事が法第百二十八条第一号イからニまでのいずれにも該当しないことを証明する書類 五 法第百二十八条第二号及び第三号のいずれにも該当しないことを証明する書類 六 前各号に掲げるもののほか、所轄庁が法第百二十五条の認定（以下「社会福祉連携推進認定」という。）に必要と認める書類 3 前項の申請書類には、副本一通を添付しなければならない。 4 法第百二十六条第二項第四号に規定する厚生労働省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

社会福祉法（連携推進法人関係） （社会福祉法人関連規定、一般法人法、公益法人法準用条文）	社会福祉法施行令	社会福祉法施行規則
（認定の基準） 第百二十七条 所轄庁は、社会福祉連携推進認定の申請をした一般社団法人が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、当該法人について社会福祉連携推進認定をすることができる。 一 その設立の目的について、社員の社会福祉に係る業務の連携を推進し、並びに地域における良質かつ適切な福祉サービスの提供及び社会福祉法人の経営基盤の強化に資することが主たる目的であること。 二 社員の構成について、社会福祉法人その他社会福祉事業を営業者又は社会福祉法人の経営基盤を強化するために必要な者として厚生労働省令で定める者を社員とし、社会福祉法人である社員の数が社員の過半数であること。 三 社会福祉連携推進業務を適切かつ確実に行うに足りる知識及び能力並びに財産的基礎を有するものであること。 四 社員の資格の得喪に関して、第一号の目的に照らし、不当に差別的な取扱いをする条件その他の不当な条件を付していないものであること。 五 定款において、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第十一条第一項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を記載し、又は記録していること。 イ 社員が社員総会において行使できる議決権の数、議決権を行使することができる事項、議決権の行使の条件その他厚生労働省令で定める社員の議決権に関する事項 ロ 役員について、次に掲げる事項 （１）理事六人以上及び監事二人以上を置く旨 （２）理事のうちに、各理事について、その配偶者又は三親等以内の親族その他各理事と厚生労働省令で定める特殊の関係がある者が三人を超えて含まれず、並びに当該理事並びにその配偶者及び三親等以内の親族その他各理事と厚生労働省		一 法第百二十五条第四号の業務（次号及び第三号において「貸付業務」という。）により支援を受けようとする社員名 二 貸付業務に係る貸付けの金額 三 貸付業務に係る貸付けの契約日 四 法第百二十七条第五号トに掲げる事項の承認の方法 （社会福祉連携推進認定の基準） 第四十条 法第百二十七条第二号に規定する厚生労働省令で定める者は、次に掲げる者とする。 一 社会福祉事業等従事者の養成機関を営業者とする法人 二 社会福祉を目的とする事業（社会福祉事業を除く。）を営業者とする法人 2 法第百二十七条第五号イに規定する厚生労働省令で定める社員の議決権に関する事項は、次に掲げる事項とする。 一 社員は、各一個の議決権を有するものであること。ただし、社員総会において行使できる議決権の数、議決権を行使することができる事項、議決権の行使の条件その他の社員の議決権に関する定款の定めが次のいずれにも該当する場合は、この限りでないこと。 イ 社員の議決権に関して、社会福祉連携推進目的に照らし、不当に差別的な取扱いをしないものであること。 ロ 社員の議決権に関して、社員が当該一般社団法人に対して提供した金銭その他の財産の価額に応じて異なる取扱いをしないものであること。 ハ 社員の議決権に関して、一の社員が総社員の議決権の過半数を保有しないものであること。 二 総社員の議決権の過半数は、社員である社会福祉法人が保有しなければならないものであること。 3 法第百二十七条第五号ロ②に規定する当該一般社団法人の各理事と厚生労働省令で定める特殊の関係がある者は、次に掲げる者とする。

社会福祉法（連携推進法人関係） （社会福祉法人関連規定、一般法人法、公益法人法準用条文）	社会福祉法施行令	社会福祉法施行規則
令で定める特殊の関係がある者が理事の総数の三分の一を超えて含まれないこととする旨		一 当該理事と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者 二 当該理事の使用人 三 当該理事から受ける金銭その他の財産によつて生計を維持している者 四 前二号に掲げる者の配偶者 五 第一号から第三号までに掲げる者の三親等以内の親族であつて、これらの者と生計を一にするもの
（３）監事のうちに、各役員について、その配偶者又は三親等以内の親族その他各役員と厚生労働省令で定める特殊の関係がある者が含まれないこととする旨		４ 法第二百二十七条第五号ロ(3)に規定する当該一般社団法人の各役員と厚生労働省令で定める特殊の関係がある者は、次に掲げる者とする。 一 当該役員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者 二 当該役員の使用人 三 当該役員から受ける金銭その他の財産によつて生計を維持している者 四 前二号に掲げる者の配偶者 五 第一号から第三号までに掲げる者の三親等以内の親族であつて、これらの者と生計を一にするもの
（４）理事又は監事について、社会福祉連携推進業務について識見を有する者その他厚生労働省令で定める者を含むこととする旨		５ 法第二百二十七条第五号ロ(4)に規定する厚生労働省令で定める者は、次に掲げる者とする。 一 理事について、当該一般社団法人が行う事業の区域における福祉に関する実情に通じている者 二 監事について、財務管理について識見を有する者
ハ 代表理事を一人置く旨		
ニ 理事会を置く旨及びその理事会に関する事項		
ホ その事業の規模が政令で定める基準を超える一般社団法人においては、次に掲げる事項	（法第二百二十七条第五号ホの政令で定める基準） 第三十三条 法第二百二十七条第五号ホの政令で定める基準を超える一般社団法人は、次の各号のいずれかに該当する一般社団法人とする。 一 最終事業年度（各事業年度に係る計算書類につき一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第二百六条第二項の承認（同法第二百二十七条前段に規定する場合にあつては、同法第二百二十四条第三項の承認）を受けた場合における当該各事業年度のうち最も遅いものをいう。以下この条において同じ。）に係る同法第二百六条第二項の承認を受けた損益計算書（同法第二百二十七条前段に規定する場合にあつては、同条の規定により定時社員総会に報告された損益計算書）に基づいて最終事業年度における経常的な収益の額として厚生労働省令で定めるところにより計算した額が三十億円を超えること。	（最終事業年度における事業活動に係る収益の額の算定方法） 第四十条の二 令第三十三条第一号に規定する収益の額として厚生労働省令で定めるところにより計算した額は、社会福祉連携推進法人会計基準（令和三年厚生労働省令第177号）第十九条の第二号第一様式中当年度決算(A)のサービス活動収益計(1)欄に計上

社会福祉法（連携推進法人関係） （社会福祉法人関連規定、一般法人法、公益法人法準用条文）	社会福祉法施行令	社会福祉法施行規則
（１）理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他当該一般社団法人の業務の適正を確保するために必要なものとして厚生労働省令で定める体制の整備に関する事項は理事会において決議すべき事項である旨 （２）会計監査人を置く旨及び会計監査人が監査する事項その他厚生労働省令で定める事項	二 最終事業年度に係る一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第二百六条第二項の承認を受けた貸借対照表（同法第二百七条前段に規定する場合にあつては、同条の規定により定時社員総会に報告された貸借対照表とし、一般社団法人の成立後最初の定時社員総会までの間においては、同法第二百三条第一項の貸借対照表とする。）の負債の部に計上した額の合計額が六十億円を超えること。	した額とする。 第四十条（続き） 6 法第二百七条第五号ホ(1) に規定する厚生労働省令で定める体制の整備に関する事項は、次に掲げる事項とする。 一 理事の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制 二 損失の危険の管理に関する規程その他の体制 三 理事の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制 四 職員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制 五 監事がその職務を補助すべき職員を置くことを求めた場合における当該職員に関する事項 六 前号の職員の理事からの独立性に関する事項 七 監事の第五号の職員に対する指示の実効性の確保に関する事項 八 理事及び職員が監事に報告をするための体制その他の監事への報告に関する体制 九 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制 十 監事の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項 十一 その他監事の監査が実効的に行われることを確保するための体制 7 法第二百七条第五号ホ(2) に規定する厚生労働省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。 一 当該一般社団法人の計算関係書類（計算書類（法第三十八条第二項において読み替えて適用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第二百三条第二項に規定する計算書類をいう。）及びその附属明細書をいう。）を監査し、会計監査報告を作成しなければならないこと。 二 会計監査人は、その職務を適切に遂行するため、次に掲げる者との意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めなければならないこと。ただし、会計監査人が公正不偏の態度及び独立の立場を保持することができなくなるおそれのある関係の創設及び維持を認めるものと解してはならないこと。 (1) 当該一般社団法人の理事及び職員 (2) その他会計監査人が適切に職務を遂行するに当たり意思疎通を図るべき者

社会福祉法（連携推進法人関係） （社会福祉法人関連規定、一般法人法、公益法人法準用条文）	社会福祉法施行令	社会福祉法施行規則
へ 次に掲げる要件を満たす評議会（第三十六条において「社会福祉連携推進評議会」という。）を置く旨並びにその構成員の選任及び解任の方法 （１）福祉サービスを受ける立場にある者、社会福祉に関する団体、学識経験を有する者その他の関係者をもって構成していること。 （２）当該一般社団法人がトの承認をするに当たり、必要があると認めるときは、社員総会及び理事会において意見を述べるができるものであること。 （３）社会福祉連携推進方針に照らし、当該一般社団法人の業務の実施の状況について評価を行い、必要があると認めるときは、社員総会及び理事会において意見を述べるができるものであること。 ト 第二十五条第四号の支援を受ける社会福祉法人である社員が当該社会福祉法人の予算の決定又は変更その他厚生労働省令で定める事項を決定するに当たっては、あらかじめ、当該一般社団法人の承認を受けなければならないこととする旨 チ 資産に関する事項 リ 会計に関する事項 ヌ 解散に関する事項 ル 第四十五条第一項又は第二項の規定による社会福祉連携推進認定の取消しの処分を受けた場合において、第四十六条第二項に規定する社会福祉連携推進目的取得財産残額があるときは、これに相当する額の財産を当該社会福祉連携推進認定の取消しの処分の日から一月以内に国、地方公共団体又は次条第一号イに規定する社会福祉連携推進法人、社会福祉法人その他の厚生労働省令で定める者（ヲにおいて「国等」という。）に贈与する旨 ヲ 清算をする場合において残余財産を国等に帰属させる旨		三 前二号に掲げる事項のほか、財産目録（法第三十八条第一項において読み替えて準用する法第四十五条の三十四第一項第一号に掲げる財産目録をいう。）を監査し、会計監査報告に当該監査の結果を併せて記載し、又は記録しなければならないこと。 四 会計監査人は、次に掲げるものの閲覧若しくは謄写をし、又は当該一般社団法人の理事若しくは職員に対し、会計に関する報告を求めることができること。 （１） 会計帳簿又はこれに関する資料が書面をもつて作成されているときは、当該書面 （２） 会計帳簿又はこれに関する資料が電磁的記録をもつて作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を紙面又は映像面に表示する方法により表示したもの ８ 法第二十七条第五号トに規定する厚生労働省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。 一 決算の決定に関する事項 二 借入金（当該会計年度内の収入をもつて償還する一時の借入金を除く。）の借入れに関する事項 三 重要な資産の処分に関する事項 四 合併に関する事項 五 目的たる事業の成功の不能による解散に関する事項 ９ 法第二十七条第五号ルに規定する厚生労働省令で定める者は、社会福祉連携推進法人及び社会福祉法人とする。 （公益認定を受けている場合の特例） 第四十条の二十一 社会福祉連携推進法人が公益認定を受けた法人である場合は、法第二十七条第五号ル及びヲの規定は、適用しない。 ２ （略）

社会福祉法（連携推進法人関係） （社会福祉法人関連規定、一般法人法、公益法人法準用条文）	社会福祉法施行令	社会福祉法施行規則
ワ 定款の変更に関する事項 六 前各号に掲げるもののほか、社会福祉連携推進業務を適切に行うために必要なものとして厚生労働省令で定める要件に該当するものであること。 （欠格事由） 第百二十八条 次の各号のいずれかに該当する一般社団法人は、社会福祉連携推進認定を受けることができない。 一 その理事及び監事のうちに、次のいずれかに該当する者があるもの イ 社会福祉連携推進認定を受けた一般社団法人（以下この章、第百五十五条第一項及び第百六十五条において「社会福祉連携推進法人」という。）が第百四十五条第一項又は第二項の規定により社会福祉連携推進認定を取り消された場合において、その取消しの原因となつた事実があつた日以前一年内に当該社会福祉連携推進法人の業務を行う理事であつた者でその取消しの日から五年を経過しないもの ロ この法律その他社会福祉に関する法律で政令で定めるものの規定により罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者（ハに該当する者を除く。）	（社会福祉に関する法律） 第三十四条 法第百二十八条第一号口の政令で定める社会福祉に関する法律は、次のとおりとする。 一 児童福祉法 二 身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号） 三 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第二百二十三号） 四 生活保護法 五 老人福祉法（昭和三十八年法律第三百三十三号） 六 社会福祉士及び介護福祉士法 七 介護保険法 八 精神保健福祉士法 九 児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（平成十一年法律第五十二号） 十 児童虐待の防止等に関する法律（平成十二年法律第八十二号） 十一 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 十二 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成十七年法律第二百二十四号） 十三 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号） 十四 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成二十三年法律第七十九号） 十五 子ども・子育て支援法（平成二十四年法	（規定なし）

社会福祉法（連携推進法人関係） （社会福祉法人関連規定、一般法人法、公益法人法準用条文）	社会福祉法施行令	社会福祉法施行規則
ハ 禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者 ニ 暴力団員等 二 第四百四十五条第一項又は第二項の規定により社会福祉連携推進認定を取り消され、その取消しの日から五年を経過しないもの 三 暴力団員等がその事業活動を支配するもの （認定の通知及び公示） 第二百二十九条 所轄庁は、社会福祉連携推進認定をしたときは、厚生労働省令で定めるところにより、その旨をその申請をした者に通知するとともに、公示しなければならない。 （名称） 第三百十条 社会福祉連携推進法人は、その名称中に社会福祉連携推進法人という文字を用いなければならない。 2 社会福祉連携推進認定を受けたことによる名称の変更の登記の申請書には、社会福祉連携推進認定を受けたことを証する書面を添付しなければならない。 3 社会福祉連携推進法人でない者は、その名称又は商号中に、社会福祉連携推進法人であると誤認されるおそれのある文字を用いてはならない。 4 社会福祉連携推進法人は、不正の目的をもつて、他の社会福祉連携推進法人であると誤認されるおそれのある名称又は商号を使用してはならない。 （準用） 第三百十一条 第三十条の規定は、社会福祉連携推進認定の所轄庁について準用する。この場合において、同条第一項第二号中「もの及び第九十九条第二項に規定する地区社会福祉協議会である社会福祉法人」とあるのは、「もの」と読み替えるものとする。 準用後の第三十条 （所轄庁） 第三十条 社会福祉連携推進法人の所轄庁は、その主たる事務所の所在地の都道府県知事とする。ただし、次の各号に掲げる社会福祉連携推進法人の所轄庁は、当該各号に定める者とする。 一 主たる事務所が市の区域内にある社会福祉連携推進法人（次号に掲げる社会福祉連携推進法人を除く。）であつてその行う事業が当該市の区域を越えないもの 市長（特別区の区長を含む。以下同じ。）	律第六十五号） 十六 国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第七号。第十二条の五第十五項及び第十七項から第十九項までの規定に限る。） 十七 公認心理師法（平成二十七年法律第六十八号） 十八 民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律（平成二十八年法律第一百十号） 十九 自殺対策の総合的かつ効果的な実施に資するための調査研究及びその成果の活用等の推進に関する法律（令和元年法律第三十二号）	（公示の方法） 第四十条の三 法第二百二十九条及び法第四百四十五条第三項の規定による公示は、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。

社会福祉法（連携推進法人関係） （社会福祉法人関連規定、一般法人法、公益法人法準用条文）	社会福祉法施行令	社会福祉法施行規則
二 主たる事務所が指定都市の区域内にある社会福祉連携推進法人であつてその行う事業が一の都道府県の区域内において二以上の市町村の区域にわたるもの 指定都市の長 ２ 社会福祉連携推進法人でその行う事業が二以上の地方厚生局の管轄区域にわたるものであつて、厚生労働省令で定めるものにあつては、その所轄庁は、前項本文の規定にかかわらず、厚生労働大臣とする。 第二節 業務運営等 （社会福祉連携推進法人の業務運営） 第百三十二条 社会福祉連携推進法人は、社員の社会福祉に係る業務の連携の推進及びその運営の透明性の確保を図り、地域における良質かつ適切な福祉サービスの提供及び社会福祉法人の経営基盤の強化に資する役割を積極的に果たすよう努めなければならない。 ２ 社会福祉連携推進法人は、社会福祉連携推進業務を行うに当たり、当該一般社団法人の社員、理事、監事、職員その他の政令で定める関係者に対し特別の利益を与えてはならない。	（特別の利益を与えてはならない一般社団法人の関係者） 第三十五条 法第百三十二条第二項の政令で定める一般社団法人の関係者は、次に掲げる者とする。 一 当該一般社団法人の社員又は基金（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第百三十一条に規定する基金をいう。）の拠出者 二 当該一般社団法人の理事、監事若しくは職員又は当該一般社団法人に置かれた法第百二十七条第五号へに規定する社会福祉連携推進評議会の構成員 三 前二号に掲げる者の配偶者又は三親等内の親族 四 前三号に掲げる者と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者 五 前二号に掲げる者のほか、第一号又は第二号に掲げる者から受ける金銭その他の財産によつて生計を維持する者 六 第一号に掲げる者が法人である場合にあっては、その法人が事業活動を支配する法人又はその法人の事業活動を支配する者として厚生労働省令で定めるもの	（法第百三十一条において準用する法第三十条第二項に規定する厚生労働省令で定めるもの） 第四十条の四 法第百三十一条において準用する法第三十条第二項に規定する厚生労働省令で定めるものは、社会福祉連携推進法人の社員の主たる事務所が全ての地方厚生局の管轄区域にわたり、かつ、法第百二十五条に掲げる全ての業務を行うもの及びこれに類するものとする。 （事業活動を支配する法人又はその法人の事業活動を支配する者として厚生労働省令で定めるもの） 第四十条の五 令第三十五条第六号に規定する厚生労働省令で定めるものは、次に掲げるものとする。 一 当該法人が他の法人の財務及び営業、又は事業の方針の決定を支配している場合における当該他の法人（次項において「子法人」という。） 二 一の者が当該法人の財務及び営業、又は事業の方針の決定を支配している場合における当該一の者

社会福祉法（連携推進法人関係） （社会福祉法人関連規定、一般法人法、公益法人法準用条文）	社会福祉法施行令	社会福祉法施行規則
３ 社会福祉連携推進法人は、社会福祉連携推進業務以外の業務を行う場合には、社会福祉連携推進業務以外の業務を行うことによつて社会福祉連携推進業務の実施に支障を及ぼさないようにしなければならない。 ４ 社会福祉連携推進法人は、社会福祉事業を行うことができない。 （社員の義務） 第百三十三条 社会福祉連携推進法人の社員（社会福祉事業を経営する者に限る。次条第一項において同じ。）は、その提供する福祉サービスに係る業務を行うに当たり、その所属する社会福祉連携推進法人の社員である旨を明示しておかななければならない。 （委託募集の特例等） 第百三十四条 社会福祉連携推進法人の社員が、当該社会福祉連携推進法人をして社会福祉事業に従事する労働者の募集に従事させようとする場合において、当該社会福祉連携推進法人が社会福祉連携推進業務として当該募集に従事しようとするときは、職業安定法第三十六条第一項及び第三項の規定は、当該社員については、適用しない。 ２ 社会福祉連携推進法人は、前項に規定する募集に従事するときは、あらかじめ、厚生労働省令で定めるところにより、募集時期、募集人員、募集地域その他の労働者の募集に関する事項で厚生労働省令で定めるものを厚生労働大臣に届け出なければならない。 ３ 職業安定法第三十七条第二項の規定は前項の規定による届出があつた場合について、同法第五条の三第一項及び第四項、第五条の四、第三十九条、第四十一条第二項、第四十二条第一項、第四十二条の二、第四十八条の三第一項、第四十八条の四、第五十条第一項及び第二項並びに第五十一条の規定は前項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者について、同法第四十条の規定は同項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者に対する報酬の供与について、同法第五十条第三項及び第四項の規定はこの項において準用する同条第二項に規定する職権を行う場合について、それぞれ準用する。この場合において、同法第三十七条第二項中「労働者の募集を行おうとする者」とあるのは「社会福祉法第百三十四条第二項の規定による届出をして労働者の募集に従事しようとする者」と、同法第四十一条第二項中「当該労働者の募集の業務の廃止を命じ、又は期間」とあるのは「期間」と読み替えるものとする。 ４ 社会福祉連携推進法人が第一項に規定する募集に従事しようとする場合における職業安定法第三十六条第二項及び第四十二条の三の規定の適用については、同項中「前項の」とあるのは「被用者以外の者をして労働者の募集に従事させようとする者がその被用者以外の者に与えようとする」と、同条中「第三十九条に規定する募集受託者をいう。同項」とあるのは「社会福祉法第百三十四条第二項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者をいう。次項」とする。 ※ 準用条文、省令は割愛。 第百三十五条 公共職業安定所は、前条第二項の規定による届出をして労働者の募集に従事する社会福祉連携推進法人に対して、当該募集が効果的かつ適切に実施されるよう、雇用情報及び職業に関する調査研究の成果を提供し、かつ、これらに基づき当該募集の内容又は方法について指導を行うものとする。 （評価の結果の公表等） 第百三十六条 社会福祉連携推進法人は、第百二十七条第五号へ（３）の社会福祉連携推進評議会による評価の結果を公表しなければならない。 ２ 社会福祉連携推進法人は、第百二十七条第五号へ（３）の社会福祉連携推進評議会による意見を尊重するものとする。 （社会福祉連携推進目的事業財産） 第百三十七条 社会福祉連携推進法人は、次に掲げる財産を社会福祉連携推進業務を行うために使用し、又は処分しなければならない。		２ 前項各号の「財務及び営業、又は事業の方針の決定を支配している場合」とは、一の者又はその一若しくは二以上の子法人が社員総会その他の団体の財務及び営業、又は事業の方針を決定する機関における議決権の過半数を有する場合をいう。

社会福祉法（連携推進法人関係） （社会福祉法人関連規定、一般法人法、公益法人法準用条文）	社会福祉法施行令	社会福祉法施行規則
ない。ただし、厚生労働省令で定める正当な理由がある場合は、この限りでない。		（社会福祉連携推進目的事業財産） 第四十条の十 法第百三十七条に規定する厚生労働省令で定める正当な理由がある場合は、次に掲げる場合とする。 一 善良な管理者の注意を払つたにもかかわらず、財産が滅失又は毀損した場合 二 財産が陳腐化、不適応化その他の理由によりその価値を減じ、当該財産を破棄することが相当な場合 三 当該社会福祉連携推進法人が公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成十八年法律第四十九号）第四条の規定による認定（第四十条の二十一において「公益認定」という。）を受けた法人である場合
一 社会福祉連携推進認定を受けた日以後に寄附を受けた財産（寄附をした者が社会福祉連携推進業務以外のために使用すべき旨を定めたものを除く。） 二 社会福祉連携推進認定を受けた日以後に交付を受けた補助金その他の財産（財産を交付した者が社会福祉連携推進業務以外のために使用すべき旨を定めたものを除く。） 三 社会福祉連携推進認定を受けた日以後に行つた社会福祉連携推進業務に係る活動の対価として得た財産 四 社会福祉連携推進認定を受けた日以後に行つた社会福祉連携推進業務以外の業務から生じた収益に厚生労働省令で定める割合を乗じて得た額に相当する財産 五 前各号に掲げる財産を支出することにより取得した財産 六 社会福祉連携推進認定を受けた日の前に取得した財産であつて同日以後に厚生労働省令で定める方法により社会福祉連携推進業務の用に供するものである旨を表示した財産		2 法第百三十七条第四号に規定する厚生労働省令で定める割合は、百分の五十とする。
七 前各号に掲げるもののほか、当該社会福祉連携推進法人が社会福祉連携推進業務を行うことにより取得し、又は社会福祉連携推進業務を行うために保有していると認められるものとして厚生労働省令で定める財産		3 法第百三十七条第六号に規定する厚生労働省令で定める方法は、財産目録、貸借対照表又はその附属明細書において、財産の勘定科目をその他の財産の勘定科目と区分して表示する方法とする。ただし、継続して社会福祉連携推進業務の用に供するために保有している財産以外の財産については、この方法による表示をすることができない。 4 法第百三十七条第七号に規定する厚生労働省令で定める財産は、次に掲げる財産とする。 一 社会福祉連携推進認定を受けた日以後に徴収した経費（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第二十七条に規定する経費をいい、実質的に対価その他の事業に係る収入等と認められるものを除く。）のうち、その徴収に当たり使途が定められていないものの額に百分の五十を乗じて得た額又はその徴収に当たり社会福祉連携推進業務に使用すべき旨が定められているものの額に相当する財産 二 社会福祉連携推進認定を受けた日以後に社会福祉連携推進目的保有財産（第五号及び第六号並びに法第百三十七条第五号及び第六号に掲げる財産をいう。以下同じ。）から生じた収益の額に相当する財産 三 社会福祉連携推進目的保有財産を処分することにより得た額に相当する財産 四 社会福祉連携推進目的保有財産以外の財産とした社会福祉連携推進目的保有財産の額に相当する財産 五 前各号に掲げる財産を支出することにより取得した財産 六 社会福祉連携推進認定を受けた日以後に第一号から第四号まで及び法第百三十七条第一号から第四号までに掲げる財産以外の財産を支出することにより取得した財産であつて、同日以後に前項の規定により表示したもの

社会福祉法（連携推進法人関係） （社会福祉法人関連規定、一般法人法、公益法人法準用条文）	社会福祉法施行令	社会福祉法施行規則
（計算書類等） 第百三十八条 第四十五条の二十三、第四十五条の三十二第四項、第四十五条の三十四及び第四十五条の三十五の規定は、社会福祉連携推進法人の計算について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。 （表略） 準用後の第四十五条の二十三 第四十五条の二十三 社会福祉連携推進法人は、厚生労働省令で定める基準に従い、会計処理を行わなければならない。 2 社会福祉連携推進法人の会計年度は、四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終わるものとする。 準用後の第四十五条の三十二第四項 （計算書類等の備置き及び閲覧等） 第四十五条の三十二 （略） 2・3 （略） 4 何人（社員及び債権者を除く。）も、社会福祉連携推進法人の業務時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。この場合においては、当該社会福祉連携推進法人は、正当な理由がないのにこれを拒んではならない。 一 計算書類等（各事業年度に係る計算書類及び事業報告並びにこちらの附属明細書並びに監査報告（会計監査人を設置する場合にあつては、会計監査報告を含む。）をいう。次号において同じ。）が書面をもって作成されているときは、当該書面又は当該書面の写しの閲覧の請求 二 計算書類等が電磁的記録をもって作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を厚生労働省令で定める方法により表示したものの閲覧の請求		七 法第百三十七条各号及び前各号に掲げるもののほか、当該社会福祉連携推進法人の定款又は社員総会において、社会福祉連携推進業務のために使用し、又は処分する旨を定めた額に相当する財産 一社会福祉連携推進法人会計基準 （電磁的記録に記録された事項を表示する方法） 第二条の三 次に掲げる規定に規定する厚生労働省令で定める方法は、次に掲げる規定の電磁的記録（法第三十一条第二項に規定する電磁的記録をいう。以下同じ。）に記録された事項を紙面又は映像面に表示する方法とする。 一～八 （略） 九 法第四十五条の三十二第四項第二号（法第百三十八条第一項において準用する場合を含む。） 十～十七 （略） （計算書類等の規定の準用） 第四十条の十一 第二条の四十及び第二条の四十二の規定は、法第百三十八条第一項において準用する法第四十五条の三十四第一項及び法第四十五条の三十五第一項に規定する社会福祉連携推進法人の計算書類等について準用する。この場合において、第二条の四十第一項中「定時評議員会（法第四十五条の三十一）」とあるのは「定時社員総会（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第二百二十七条）」と、第二条の四十第二項中「法第四十五条の二十八から第四十五条の三十一まで及び第二条の二十六から第二条の三十九」とあるのは「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第二百二十四条及び第二条の二十六から第二条の三十四」と、第二条の四十二中「理事、監事及び評議員」とあるのは「理事及び監事」と、「理事等」とあるのは「役員」と読み替えるものとする。

社会福祉法（連携推進法人関係） （社会福祉法人関連規定、一般法人法、公益法人法準用条文）	社会福祉法施行令	社会福祉法施行規則
準用後の第四十五条の三十四 （財産目録の備置き及び閲覧等） 第四十五条の三十四 社会福祉連携推進法人は、毎会計年度終了後三月以内に（社会福祉連携推進法人が第二百二十六条第一項に規定する社会福祉連携推進認定を受けた日の属する会計年度にあつては、当該日以後遅滞なく）、厚生労働省令で定めるところにより、次に掲げる書類を作成し、当該書類を五年間その主たる事務所に、その写しを三年間その従たる事務所に備え置かなければならない。 一 財産目録 二 役員等名簿（理事及び監事の氏名及び住所を記載した名簿をいう。第四項において同じ。） 三 報酬等（報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当をいう。次条及び第四百四十四条において準用する第五十九条の二第一項第二号において同じ。）の支給の基準を記載した書類 四 事業の概要その他の厚生労働省令で定める事項を記載した書類		→社会福祉連携推進法人会計基準 第四章 財産目録（第二十二条―第二十五条） 第四十条の十一第一項による準用後の第二条の四十 （財産目録） 第二条の四十 法第三百三十八条第一項において準用する法第四十五条の三十四第一項第一号に掲げる財産目録は、定時社員総会（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第二百二十七条の規定の適用がある場合にあつては、理事会）の承認を受けなければならない。 2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第二百四条及び第二条の二十六から第二条の三十四までの規定は、社会福祉連携推進法人が前項の財産目録に係る同項の承認を受けるための手続について準用する。 （事業の概要等） 第四十条の十二 法第三百三十八条第一項において読み替えて準用する法第四十五条の三十四第一項第四号に規定する厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。 一 当該社会福祉連携推進法人の主たる事務所の所在地及び電話番号その他当該社会福祉連携推進法人に関する基本情報 二 当該終了した会計年度の翌会計年度（以下この条において「当会計年度」という。）の初日における社員の状況 三 当会計年度の初日における理事の状況 四 当会計年度の初日における監事の状況 五 当該終了した会計年度（以下この条において「前会計年度」という。）及び当会計年度における会計監査人の状況 六 当会計年度の初日における社会福祉連携推進評議会の構成員の状況 七 当会計年度の初日における職員の状況 八 前会計年度における社員総会の状況 九 前会計年度における理事会の状況 十 前会計年度における監事の監査の状況 十一 前会計年度における会計監査の状況 十二 前会計年度における社会福祉連携推進評議会の状況 十三 前会計年度における事業等の概要 十四 当該社会福祉連携推進法人に関する情報の公表等の状況 十五 事業計画を作成する旨を定款で定めている場合にあつては、事業計画 十六 その他必要な事項

社会福祉法（連携推進法人関係） （社会福祉法人関連規定、一般法人法、公益法人法準用条文）	社会福祉法施行令	社会福祉法施行規則
２ 前項各号に掲げる書類（以下この条において「財産目録等」という。）は、電磁的記録をもつて作成することができる。 ３ 何人も、社会福祉連携推進法人の業務時間内は、いつでも、財産目録等について、次に掲げる請求をすることができる。この場合においては、当該社会福祉連携推進法人は、正当な理由がないのにこれを拒んではならない。 一 財産目録等が書面をもつて作成されているときは、当該書面又は当該書面の写しの閲覧の請求 二 財産目録等が電磁的記録をもつて作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を厚生労働省令で定める方法により表示したものの閲覧の請求 ４ 前項の規定にかかわらず、社会福祉連携推進法人は、役員等名簿について当該社会福祉連携推進法人の社員以外の者から同項各号に掲げる請求があつた場合には、役員等名簿に記載され、又は記録された事項中、個人の住所に係る記載又は記録の部分を除外して、同項各号の閲覧をさせることができる。 ５ 財産目録等が電磁的記録をもつて作成されている場合であつて、その従たる事務所における第三項第二号に掲げる請求に応じることが可能とするための措置として厚生労働省令で定めるものをとつている社会福祉連携推進法人についての第一項の規定の適用については、同項中「主たる事務所に、その写しを三年間その従たる事務所」とあるのは、「主たる事務所」とする。 準用後の第四十五条の三十五 （報酬等） 第四十五条の三十五 社会福祉連携推進法人は、理事及び監事に対する報酬等について、厚生労働省令で定めるところにより、民間事業者の役員の報酬等及び従業員の給与、当該社会福祉連携推進法人の経理の状況その他の事情を考慮して、不当に高額なものとならないような支給の基準を定めなければならない。 ２ 前項の報酬等の支給の基準は、社員総会の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。 ３ 社会福祉連携推進法人は、前項の承認を受けた報酬等の支給の基準に従つて、その理事及び監事に対する報酬等を支給しなければならない。 ２ 社会福祉連携推進法人の計算書類等（各事業年度に係る計算書類及び事業報告並びにこれらの附属明細書並びに監査報告（会		（電磁的記録に記録された事項を表示する方法） 第二条の三 次に掲げる規定に規定する厚生労働省令で定める方法は、次に掲げる規定の電磁的記録（法第三十一条第二項に規定する電磁的記録をいう。以下同じ。）に記録された事項を紙面又は映像面に表示する方法とする。 一～九 （略） 十 法第四十五条の三十四第三項第二号（法第百三十八条第一項において準用する場合を含む。） 十一～十七 （略） （電磁的記録の備置きに関する特則） 第二条の五 次に掲げる規定に規定する厚生労働省令で定める措置は、社会福祉法人の使用に係る電子計算機を電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法であつて、当該電子計算機に備えられたファイルに記録された情報の内容を電気通信回線を通じて社会福祉法人の従たる事務所において使用される電子計算機に備えられたファイルに当該情報を記録するものによる措置とする。 一～三 （略） 四 法第四十五条の三十四第五項（法第百三十八条第一項において準用する場合を含む。） 第四十条の十一第一項による準用後の第二条の四十二 （報酬等の支給の基準に定める事項） 第二条の四十二 法第百三十八条第一項において準用する法第四十五条の三十五第一項に規定する理事及び監事（以下この条において「役員」という。）に対する報酬等（法第百三十八条第一項において準用する法第四十五条の三十四第一項第三号に規定する報酬等をいう。以下この条において同じ。）の支給の基準においては、役員の勤務形態に応じた報酬等の区分及びその額の算定方法並びに支給の方法及び形態に関する事項を定めるものとする。

社会福祉法（連携推進法人関係） （社会福祉法人関連規定、一般法人法、公益法人法準用条文）	社会福祉法施行令	社会福祉法施行規則
計監査人を設置する場合にあつては、会計監査報告を含む。）をいう。）に関する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第百二十条第一項、第百二十三条第一項及び第二項並びに第百二十四条第一項及び第二項の規定の適用については、同法第百二十条第一項、第百二十三条第一項及び第二項並びに第百二十四条第一項及び第二項中「法務省令」とあるのは「厚生労働省令」と、同法第百二十三条第一項中「その成立の日」とあるのは「社会福祉法第百二十六条第一項に規定する社会福祉連携推進認定を受けた日」とする。		
準用後の一般法人法第百二十条第一項 （会計帳簿の作成及び保存） 第百二十条 一般社団法人は、厚生労働省令で定めるところにより、適時に、正確な会計帳簿を作成しなければならない。 2 （略）		一社会福祉連携推進法人会計基準第二章
準用後の一般法人法第百二十三条第一項及び第二項 （計算書類等の作成及び保存） 第百二十三条 一般社団法人は、厚生労働省令で定めるところにより、社会福祉法第百二十六条第一項に規定する社会福祉連携推進認定を受けた日における貸借対照表を作成しなければならない。		一社会福祉連携推進法人会計基準第九条
		第四十条の十一（続き） 2 第二条の二十五から第二条の三十七までの規定は、社会福祉連携推進法人の監事の監査について準用する。この場合において、第二条の二十五中「法第四十五条の二十七第二項」とあるのは「法第百三十八条第二項の規定において読み替えて適用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第百二十三条第二項」と、「法第四十五条の十三第四項第五号」とあるのは「法第百二十七条第五号ホ」と、第二条の二十六第一項中「法第四十五条の二十八第一項及び第二項」とあるのは「法第百三十八条第二項において読み替えて適用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第百二十四条第一項及び第二項」と、「計算関係書類（）」とあるのは「計算関係書類（第四十条第七項第一号に規定する計算関係書類をいい、）」と、第二条の二十七第一項中「法第三十一条第四項に規定する会計監査人設置社会福祉法人」とあるのは「会計監査人を設置する社会福祉連携推進法人」と、第二条の三十第一項第二号中「計算関係書類（社会福祉法人会計基準第七条の二第一項第一号イに規定する法人単位貸借対照表、同項第二号イ(1)に規定する法人単位資金収支計算書及び同号ロ(1)に規定する法人単位事業活動計算書並びにそれらに対応する附属明細書（同省令第三十条第一項第一号から第三号まで及び第六号並びに第七号に規定する書類に限る。）の項目に限る。以下この条（第五号を除く。）及び第二条の三十二において同じ。）」とあるのは「計算関係書類」と、同項第五号中「第二条の二十二の財産目録」とあるのは「第四十条第七項第三号の財産目録」と、第二条の三十二第一項第一号中「計算関係書類のうち計算書類」とあるのは「計算関係書類（附属明細書を除く。）」と、第二条の三十五中「法第四十五条の二十八第一項及び第二項」とあるのは「法第百三十八条第二項において読み替えて適用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第百二十四条第一項及び第二項」と読み替えるものとする。
2 一般社団法人は、厚生労働省令で定めるところにより、各事業年度に係る計算書類（貸借対照表及び損益計算書をいう。以下この款において同じ。）及び事業報告並びにこれらの附属明細書を作成しなければならない。		一社会福祉連携推進法人会計基準第十条等
3・4 （略）		第四十条の十一第二項による準用後の第二条の二十五

※灰色の網掛けは非準用規定

社会福祉法（連携推進法人関係） （社会福祉法人関連規定、一般法人法、公益法人法準用条文）	社会福祉法施行令	社会福祉法施行規則
準用後の一般法人法第二百二十四条第一項及び第二項 （計算書類等の監査等） 第二百二十四条　監事設置一般社団法人においては、前条第二項の計算書類及び事業報告並びにこれらの附属明細書は、厚生労働省令で定めるところにより、監事の監査を受けなければならない。 ２　前項の規定にかかわらず、会計監査人設置一般社団法人においては、次の各号に掲げるものは、厚生労働省令で定めるところにより、当該各号に定める者の監査を受けなければならない。 一　前条第二項の計算書類及びその附属明細書　監事及び会計監査人 二　前条第二項の事業報告及びその附属明細書　監事 ３　（略）		（事業報告） 第二条の二十五　法第百三十八条第二項の規定において読み替えて適用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第二百二十三条第二項の規定による事業報告及びその附属明細書の作成については、この条の定めるところによる。ただし、他の法令に別段の定めがある場合は、この限りでない。 ２　事業報告は、次に掲げる事項をその内容としなければならない。 一　当該社会福祉連携推進法人の状況に関する重要な事項（計算関係書類（計算書類（法第百三十八条第二項の規定において読み替えて適用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第二百二十三条第二項に規定する計算書類をいう。以下同じ。）及びその附属明細書をいう。以下同じ。）の内容となる事項を除く。） 二　法第二百二十七条第五号ホに規定する体制の整備についての決定又は決議があるときは、その決定又は決議の内容の概要及び当該体制の運用状況の概要 ３　事業報告の附属明細書は、事業報告の内容を補足する重要な事項をその内容としなければならない。 第四十条の十一第二項による準用後の第二条の二十六から第二条の三十七 （計算関係書類の監査） 第二条の二十六　法第百三十八条第二項において読み替えて適用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第二百二十四条第一項及び第二項の規定による監査（計算関係書類（第四十条第七項第一号に規定する計算関係書類をいい、各会計年度に係るものに限る。以下この条から第二条の三十四までににおいて同じ。）に係るものに限る。以下同じ。）については、この条から第二条の三十四までに定めるところによる。 ２　前項に規定する監査には、公認会計士法（昭和二十三年法律第百三十三号）第二条第一項に規定する監査のほか、計算関係書類に表示された情報と計算関係書類に表示すべき情報との合致の程度を確かめ、かつ、その結果を利害関係者に伝達するための手続を含むものとする。 （監査報告の内容） 第二条の二十七　監事（会計監査人設置社会福祉連携推進法人（会計監査人を設置する社会福祉連携推進法人をいう。以下同じ。）の監事を除く。以下この条及び次条において同じ。）は、計算関係書類を受領したときは、次に掲げる事項を内容とする監査報告を作成しなければならない。 一　監事の監査の方法及びその内容 二　計算関係書類が当該社会福祉連携推進法人の財産、収支及び純資産の増減の状況を全ての重要な点において適正に表示しているかどうかについての意見 三　監査のため必要な調査ができなかったときは、その旨及びその理由 四　追記情報 五　監査報告を作成した日 ２　前項第四号に規定する「追記情報」とは、次に掲げる事項その他の事項のうち、監事の判断に関して説明を付す必要がある事項又は計算関係書類の内容のうち強調する必要がある事項とする。

※灰色の網掛けは非準用規定

社会福祉法（連携推進法人関係） （社会福祉法人関連規定、一般法人法、公益法人法準用条文）	社会福祉法施行令	社会福祉法施行規則
		一 会計方針の変更 二 重要な偶発事象 三 重要な後発事象 （監査報告の通知期限等） 第二条の二十八 特定監事は、次に掲げる日のいずれか遅い日までに、特定理事に対し、計算関係書類についての監査報告の内容を通知しなければならない。 一 当該計算関係書類のうち計算書類の全部を受領した日から四週間を経過した日 二 当該計算関係書類のうち計算書類の附属明細書を受領した日から一週間を経過した日 三 特定理事及び特定監事が合意により定めた日があるときは、その日 2 計算関係書類については、特定理事が前項の規定による監査報告の内容の通知を受けた日に、監事の監査を受けたものとする。 3 前項の規定にかかわらず、特定監事が第一項の規定により通知をすべき日までに同項の規定による監査報告の内容の通知をしない場合には、当該通知をすべき日に、計算関係書類については、監事の監査を受けたものとみなす。 4 第一項及び第二項に規定する「特定理事」とは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める者をいう。 一 第一項の規定による通知を受ける理事を定めた場合 当該通知を受ける理事として定められた理事 二 前号に掲げる場合以外の場合 監査を受けるべき計算関係書類の作成に関する職務を行つた理事 5 第一項及び第三項に規定する「特定監事」とは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める者をいう。 一 第一項の規定による監査報告の内容の通知をすべき監事を定めたとき 当該通知をすべき監事として定められた監事 二 前号に掲げる場合以外の場合 全ての監事 （計算関係書類の提供） 第二条の二十九 計算関係書類を作成した理事は、会計監査人に対して計算関係書類を提供しようとするときは、監事に対しても計算関係書類を提供しなければならない。 （会計監査報告の内容） 第二条の三十 会計監査人は、計算関係書類を受領したときは、次に掲げる事項を内容とする会計監査報告を作成しなければならない。 一 会計監査人の監査の方法及びその内容 二 計算関係書類が当該社会福祉連携推進法人の財産、収支及び純資産の増減の状況を全ての重要な点において適正に表示しているかどうかについての意見があるときは、次のイからハまでに掲げる意見の区分に応じ、当該イからハまでに定める事項 イ 無限定適正意見 監査の対象となつた計算関係書類が一般に公正妥当と認められる社会福祉連携推進法人会計の慣行に準拠して、当該計算関係書類に係る期間の財産、収支及び純資産の増減の状況を全ての重要な点において適正に表示していると認められる旨

※灰色の網掛けは非準用規定

社会福祉法（連携推進法人関係） （社会福祉法人関連規定、一般法人法、公益法人法準用条文）	社会福祉法施行令	社会福祉法施行規則
		ロ 除外事項を付した限定付適正意見 監査の対象となつた計算関係書類が除外事項を除き一般に公正妥当と認められる社会福祉連携推進法人会計の慣行に準拠して、当該計算関係書類に係る期間の財産、収支及び純資産の増減の状況を全ての重要な点において適正に表示していると認められる旨、除外事項並びに除外事項を付した限定付適正意見とした理由 ハ 不適正意見 監査の対象となつた計算関係書類が不適正である旨及びその理由 三 前号の意見がないときは、その旨及びその理由 四 継続事業の前提に関する事項の注記に係る事項 五 第二号の意見があるときは、事業報告及びその附属明細書、計算関係書類（監査の範囲に属さないものに限る。）並びに財産目録（第四十条第七項第三号の財産目録を除く。）の内容と計算関係書類（監査の範囲に属するものに限る。）の内容又は会計監査人が監査の過程で得た知識との間の重要な相違等について、報告すべき事項の有無及び報告すべき事項があるときはその内容 六 追記情報 七 会計監査報告を作成した日 2 前項第六号に規定する「追記情報」とは、次に掲げる事項その他の事項のうち、会計監査人の判断に関して説明を付す必要がある事項又は計算関係書類の内容のうち強調する必要がある事項とする。 一 会計方針の変更 二 重要な偶発事象 三 重要な後発事象 （会計監査人設置社会福祉連携推進法人の監事の監査報告の内容） 第二条の三十一 会計監査人設置社会福祉連携推進法人の監事は、計算関係書類及び会計監査報告（次条第三項に規定する場合にあつては、計算関係書類）を受領したときは、次に掲げる事項を内容とする監査報告を作成しなければならない。 一 監事の監査の方法及びその内容 二 会計監査人の監査の方法又は結果を相当でないと認めたときは、その旨及びその理由（次条第三項に規定する場合にあつては、会計監査報告を受領していない旨 三 重要な後発事象（会計監査報告の内容となつているものを除く。） 四 会計監査人の職務の遂行が適正に実施されることを確保するための体制に関する事項 五 監査のため必要な調査ができなかつたときは、その旨及びその理由 六 監査報告を作成した日 （会計監査報告の通知期限等） 第二条の三十二 会計監査人は、次に掲げる日のいずれか遅い日まで、特定監事及び特定理事に対し、計算関係書類についての会計監査報告の内容を通知しなければならない。 一 当該計算関係書類（附属明細書を除く。）の全部を受領した日から四週間を経過した日 二 当該計算関係書類のうち計算書類の附属明細書を受領した日から一週間を経過した日

※灰色の網掛けは非準用規定

社会福祉法（連携推進法人関係） (社会福祉法人関連規定、一般法人法、公益法人法準用条文)	社会福祉法施行令	社会福祉法施行規則
		三 特定理事、特定監事及び会計監査人の間で合意により定められた日があるときは、その日 2 計算関係書類については、特定監事及び特定理事が前項の規定による会計監査報告の内容の通知を受けた日に、会計監査人の監査を受けたものとする。 3 前項の規定にかかわらず、会計監査人が第一項の規定により通知をすべき日までに同項の規定による会計監査報告の内容の通知をしない場合には、当該通知をすべき日に、計算関係書類については、会計監査人の監査を受けたものとみなす。 4 第一項及び第二項に規定する「特定理事」とは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める者をいう（第二条の三十四において同じ。）。 一 第一項の規定による通知を受ける理事を定めた場合 当該通知を受ける理事として定められた理事 二 前号に掲げる場合以外の場合 監査を受けるべき計算関係書類の作成に関する職務を行つた理事 5 第一項及び第二項に規定する「特定監事」とは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める者をいう（次条及び第二条の三十四において同じ。）。 一 第一項の規定による会計監査報告の内容の通知を受ける監事を定めたとき 当該通知を受ける監事として定められた監事 二 前号に掲げる場合以外の場合 全ての監事 (会計監査人の職務の遂行に関する事項) 第二条の三十三 会計監査人は、前条第一項の規定による特定監事に対する会計監査報告の内容の通知に際して、当該会計監査人についての次に掲げる事項（当該事項に係る定めがない場合にあっては、当該事項を定めていない旨）を通知しなければならない。ただし、全ての監事が既に当該事項を知っている場合は、この限りでない。 一 独立性に関する事項その他監査に関する法令及び規程の遵守に関する事項 二 監査、監査に準ずる業務及びこれらに関する業務の契約の受任及び継続の方針に関する事項 三 会計監査人の職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制に関するその他の事項 (会計監査人設置社会福祉連携推進法人の監事の監査報告の通知期限) 第二条の三十四 会計監査人設置社会福祉連携推進法人の特定監事は、次に掲げる日のいずれか遅い日までに、特定理事及び会計監査人に対し、計算関係書類に係る監査報告の内容を通知しなければならない。 一 会計監査報告を受領した日（第二条の三十二第三項に規定する場合にあっては、同項の規定により監査を受けたものとみなされた日）から一週間を経過した日 二 特定理事及び特定監事の間で合意により定められた日があるときは、その日 2 計算関係書類については、特定理事及び会計監査人が前項の規定による監査報告の内容の通知を受けた日に、監事の監査を受けたものとする。 3 前項の規定にかかわらず、特定監事が第一項の規定により通知をすべき日までに同項の規定による監査報告の内容の通知をしない場合には、当該通知をすべき日に、計算関係書類については、監事の監査を受けたものとみなす。

※灰色の網掛けは非準用規定

社会福祉法（連携推進法人関係） （社会福祉法人関連規定、一般法人法、公益法人法準用条文）	社会福祉法施行令	社会福祉法施行規則
		（事業報告等の監査） 第二条の三十五 法第百三十八条第二項において読み替えて適用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第百二十四条第一項及び第二項の規定による監査（事業報告及びその附属明細書に係るものに限る。次条及び第二条の三十七において同じ。）については、次条及び第二条の三十七に定めるところによる。 （監査報告の内容） 第二条の三十六 監事は、事業報告及びその附属明細書を受領したときは、次に掲げる事項を内容とする監査報告を作成しなければならない。 一 監事の監査の方法及びその内容 二 事業報告及びその附属明細書が法令又は定款に従い当該社会福祉連携推進法人の状況を正しく示しているかどうかについての意見 三 当該社会福祉連携推進法人の理事の職務の遂行に関し、不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があったときは、その事実 四 監査のため必要な調査ができなかったときは、その旨及びその理由 五 第二条の第二十五第二項第二号に掲げる事項（監査の範囲に属さないものを除く。）がある場合において、当該事項の内容が相当でないと認めるときは、その旨及びその理由 六 監査報告を作成した日 （監査報告の通知期限等） 第二条の三十七 特定監事は、次に掲げる日のいずれか遅い日までに、特定理事に対し、事業報告及びその附属明細書についての監査報告の内容を通知しなければならない。 一 当該事業報告を受領した日から四週間を経過した日 二 当該事業報告の附属明細書を受領した日から一週間を経過した日 三 特定理事及び特定監事の間で合意により定めた日があるときは、その日 2 事業報告及びその附属明細書については、特定理事が前項の規定による監査報告の内容の通知を受けた日に、監事の監査を受けたものとする。 3 前項の規定にかかわらず、特定監事が第一項の規定により通知をすべき日までに同項の規定による監査報告の内容の通知をしない場合には、当該通知をすべき日に、事業報告及びその附属明細書については、監事の監査を受けたものとみなす。 4 第一項及び第二項に規定する「特定理事」とは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める者をいう。 一 第一項の規定による通知を受ける理事を定めた場合当該通知を受ける理事として定められた理事 二 前号に掲げる場合以外の場合事業報告及びその附属明細書の作成に関する職務を行つた理事 5 第一項及び第三項に規定する「特定監事」とは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める者をいう。 一 第一項の規定による監査報告の内容の通知をすべき監事を定めたとき当該通知をすべき監事として定められた監事 二 前号に掲げる場合以外の場合全ての監事

社会福祉法（連携推進法人関係） （社会福祉法人関連規定、一般法人法、公益法人法準用条文）	社会福祉法施行令	社会福祉法施行規則
（定款の変更等） 第百三十九条 定款の変更（厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。）は、社会福祉連携推進認定をした所轄庁（以下この章において「認定所轄庁」という。）の認可を受けなければ、その効力を生じない。 2 認定所轄庁は、前項の規定による認可の申請があつたときは、その定款の内容が法令の規定に違反していないかどうか等を審査した上で、当該定款の認可を決定しなければならない。 3 社会福祉連携推進法人は、第一項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を認定所轄庁に届け出なければならない。 4 第三十四条の二第三項の規定は、社会福祉連携推進法人の定款の閲覧について準用する。この場合において、同項中「評議員」とあるのは、「社員」と読み替えるものとする。 準用後の第三十四条の二第三項 （定款の備置き及び閲覧等） 第三十四条の二 （略） 2 （略） 3 何人（社員及び債権者を除く。）も、社会福祉連携推進法人の業務時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。この場合においては、当該社会福祉連携推進法人は、正当な理由がないのにこれを拒んではならない。 一 定款が書面をもつて作成されているときは、当該書面の閲覧の請求 二 定款が電磁的記録をもつて作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を厚生労働省令で定める方法により表示したものの閲覧の請求 4 （略） （社会福祉連携推進方針の変更） 第百四十条 社会福祉連携推進法人は、社会福祉連携推進方針を変更しようとするときは、認定所轄庁の認定を受けなければならない。		（定款の変更の認可の申請） 第四十条の十三 社会福祉連携推進法人は、法第百三十九条第一項の規定により定款の変更の認可を受けようとするときは、当該変更の条項及びその理由を記載した申請書に次に掲げる書類を添付して認定所轄庁に提出しなければならない。 一 定款に定める手続を経たことを証明する書類 二 変更後の定款 2 前項の認可申請書類には、副本一通を添付しなければならない。 3 法第百三十九条第一項に規定する厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。 一 事務所の所在地 二 社会福祉連携推進認定による法人の名称の変更 三 公告の方法 （電磁的記録に記録された事項を表示する方法） 第二条の三 次に掲げる規定に規定する厚生労働省令で定める方法は、次に掲げる規定の電磁的記録（法第三十一条第二項に規定する電磁的記録をいう。以下同じ。）に記録された事項を紙面又は映像面に表示する方法とする。 一 （略） 二 法第三十四条の二第三項第二号（法第百三十九条第四項において準用する場合を含む。） 三～十七 （略）

社会福祉法（連携推進法人関係） （社会福祉法人関連規定、一般法人法、公益法人法準用条文）	社会福祉法施行令	社会福祉法施行規則
第三節 解散及び清算 第百四十一条 第四十六条第三項、第四十六条の二、第四十六条の六第四項及び第五項並びに第四十七条の四から第四十七条の六までの規定は、社会福祉連携推進法人の解散及び清算について準用する。この場合において、第四十六条第三項中「第一項第二号又は第五号」とあるのは「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第百四十八条各号」と、「所轄庁」とあるのは「認定所轄庁（第百三十九条第一項に規定する認定所轄庁をいう。第四十六条の六第四項及び第五項並びに第四十七条の五において同じ。）」と、第四十六条の六第四項及び第五項並びに第四十七条の五中「所轄庁」とあるのは「認定所轄庁」と、第四十七条の六第二項中「第四十六条の十三」とあるのは「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第二百十六条」と、「準用する。この場合において、同条中「清算人及び監事」とあるのは、「社会福祉法人及び検査役」と読み替えるものとする」とあるのは「準用する」と読み替えるものとする。 準用後の第四十六条第三項 （解散事由） 第四十六条 （略） 2 （略） 3 清算人は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第百四十八条各号に掲げる事由によって解散した場合には、遅滞なくその旨を認定所轄庁（第百三十九条第一項に規定する認定所轄庁をいう。第四十六条の六第四項及び第五項並びに第四十七条の五において同じ。）に届け出なければならない。 準用後の第四十六条の二 （社会福祉連携推進法人についての破産手続の開始） 第四十六条の二 社会福祉連携推進法人がその債務につきその財産をもつて完済することができなくなった場合には、裁判所は、理事若しくは債権者の申立てにより又は職権で、破産手続開始の決定をする。 2 前項に規定する場合には、理事は、直ちに破産手続開始の申立てをしなければならない。 準用後の第四十六条の六第四項及び第五項 （清算人の就任） 第四十六条の六 （略） 2・3 （略） 4 清算人は、その氏名及び住所を認定所轄庁に届け出なければならない。 5 清算中に就職した清算人は、その氏名及び住所を認定所轄庁に届け出なければならない。 6・7 （略） 準用後の第四十七条の四 （裁判所による監督） 第四十七条の四 社会福祉連携推進法人の解散及び清算は、裁判所の監督に属する。 2 裁判所は、職権で、いつでも前項の監督に必要な検査をすることができる。 3 社会福祉連携推進法人の解散及び清算を監督する裁判所は、社会福祉連携推進法人の業務を監督する官庁に対し、意見を求め、又は調査を囑託することができる。 4 前項に規定する官庁は、同項に規定する裁判所に対し、意見を述べることができる。 準用後の第四十七条の五 （清算終了の届出）		

社会福祉法（連携推進法人関係） （社会福祉法人関連規定、一般法人法、公益法人法準用条文）	社会福祉法施行令	社会福祉法施行規則
第四十七条の五 清算が終了したときは、清算人は、その旨を認定所轄庁に届け出なければならない。 準用後の第四十七条の六 （検査役の選任） 第四十七条の六 裁判所は、社会福祉連携推進法人の解散及び清算の監督に必要な調査をさせるため、検査役を選任することができる。 ２ 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第二百十六条の規定は、前項の規定により裁判所が検査役を選任した場合について準用する。 第四節 監督等 （代表理事の選定及び解職） 第四百四十二条 代表理事の選定及び解職は、認定所轄庁の認可を受けなければ、その効力を生じない。 （役員等に欠員を生じた場合の措置等） 第四百四十三条 第四十五条、第四十五条の六第二項及び第三項並びに第四十五条の七の規定は、社会福祉連携推進法人の役員及び会計監査人について準用する。この場合において、第四十五条中「定時評議員会」とあるのは「定時社員総会」と、第四十五条の六第二項中「前項に規定する」とあるのは「この法律若しくは定款で定めた社会福祉連携推進法人の役員の員数又は代表理事が欠けた」と、「所轄庁」とあるのは「認定所轄庁（第百三十九条第一項に規定する認定所轄庁をいう。）」と、「一時役員」とあるのは「一時役員又は代表理事」と読み替えるものとする。 準用後の第四十五条 （役員の任期） 第四十五条 役員の任期は、選任後二年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。ただし、定款によつて、その任期を短縮することを妨げない。 準用後の第四十五条の六第二項及び第三項 （役員等に欠員を生じた場合の措置） 第四十五条の六 （略） ２ この法律若しくは定款で定めた社会福祉連携推進法人の役員の員数又は代表理事が欠けた場合において、事務が遅滞することにより損害を生ずるおそれがあるときは、認定所轄庁（第百三十九条第一項に規定する認定所轄庁をいう。）は、利害関係人の請求により又は職権で、一時役員又は代表理事の職務を行うべき者を選任することができる。 ３ 会計監査人が欠けた場合又は定款で定めた会計監査人の員数が欠けた場合において、遅滞なく会計監査人が選任されないときは、監事は、一時会計監査人の職務を行うべき者を選任しなければならない。 ４ （略） 準用後の第四十五条の七		（代表理事の選定等の認可の申請） 第四十条の十四 社会福祉連携推進法人は、法第四百四十二条の規定により、代表理事の選定又は解職に係る認可を受けようとするときは、次の事項を記載した申請書に、当該代表理事となるべき者の履歴書を添えて認定所轄庁に提出しなければならない。 一 当該代表理事となるべき者の住所及び氏名 二 選定又は解職の理由 ２ 前項の認可申請書類には、副本一通を添付しなければならない。

社会福祉法（連携推進法人関係） （社会福祉法人関連規定、一般法人法、公益法人法準用条文）	社会福祉法施行令	社会福祉法施行規則
（役員の欠員補充） 第四十五条の七 理事のうち、定款で定めた理事の員数の三分の一を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。 ２ 前項の規定は、監事について準用する。 ２ 社会福祉連携推進法人の監事に関する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第百条の規定の適用については、同条中「理事（理事会設置一般社団法人にあっては、理事会）」とあるのは、「社会福祉法第三十九条第一項に規定する認定所轄庁、社員総会又は理事会」とする。 準用後の一般法人法第百条 （理事への報告義務） 第百条 監事は、理事が不正の行為をし、若しくは当該行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、遅滞なく、その旨を社会福祉法第三十九条第一項に規定する認定所轄庁、社員総会又は理事会に報告しなければならない。 （監督等） 第百四十四条 第五十六条（第八項を除く。）、第五十七条の二、第五十九条、第五十九条の二（第二項を除く。）及び第五十九条の三の規定は、社会福祉連携推進法人について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。 （表略） 準用後の第五十六条（第八項を除く。） （監督） 第五十六条 認定所轄庁（第三十九条第一項に規定する認定所轄庁をいう。以下同じ。）は、この法律の施行に必要な限度において、社会福祉連携推進法人に対し、その業務若しくは財産の状況に関し報告をさせ、又は当該職員に、社会福祉連携推進法人の事務所その他の施設に立ち入り、その業務若しくは財産の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。 ２ 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。 ３ 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。 ４ 認定所轄庁は、社会福祉連携推進法人が、法令、法令に基づいてする行政庁の処分若しくは定款に違反し、又はその運営が著しく適正を欠くと認めるときは、当該社会福祉連携推進法人に対し、期限を定めて、その改善のために必要な措置（役員の解職を除く。）をとるべき旨を勧告することができる。 ５ 認定所轄庁は、前項の規定による勧告をした場合において、当該勧告を受けた社会福祉連携推進法人が同項の期限内にこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。 ６ 認定所轄庁は、第四項の規定による勧告を受けた社会福祉連携推進法人が、正当な理由がないのに当該勧告に係る措置をとらなかつたときは、当該社会福祉連携推進法人に対し、期限を定めて、当該勧告に係る措置をとるべき旨を命ずることができる。 ７ 社会福祉連携推進法人が前項の命令に従わないときは、認定所轄庁は、当該社会福祉連携推進法人に対し、期間を定めて業務の全部若しくは一部の停止を命じ、又は役員の解職を勧告することができる。 ８ （略） ９ 認定所轄庁は、第七項の規定により役員の解職を勧告しようとする場合には、当該社会福祉連携推進法人に、認定所轄庁の指定した職員に対して弁明する機会を与えなければならない。この場合においては、当該社会福祉連携推進法人に対し、あらかじめ、書面をもって、弁明をなすべき日時、場所及びその勧告をなすべき理由を通知しなければならない。 １０ 前項の通知を受けた社会福祉連携推進法人は、代理人を出頭させ、かつ、自己に有利な証拠を提出することができる。 １１ 第九項の規定による弁明を聴取した者は、聴取書及び当該勧告をする必要があるかどうかについての意見を付した報告書を		

社会福祉法（連携推進法人関係） （社会福祉法人関連規定、一般法人法、公益法人法準用条文）	社会福祉法施行令	社会福祉法施行規則
作成し、これを認定所轄庁に提出しなければならない。 準用後の第五十七条の二 （関係都道府県知事等の協力） 第五十七条の二 関係都道府県知事等（社会福祉連携推進法人の事務所、事業所、施設その他これらに準ずるものの所在地の都道府県知事又は市町村長であつて、当該社会福祉連携推進法人の認定所轄庁以外の者をいう。次項において同じ。）は、当該社会福祉連携推進法人に対して適当な措置をとることが必要であると認めるときは、当該社会福祉連携推進法人の認定所轄庁に対し、その旨の意見を述べることができる。 ２ 認定所轄庁は、第五十六条第一項、第四項から第七項まで及び第九項の事務を行うため必要があると認めるときは、関係都道府県知事等に対し、情報又は資料の提供その他必要な協力を求めることができる。 準用後の第五十九条 （所轄庁への届出） 第五十九条 社会福祉連携推進法人は、毎会計年度終了後三月以内に、厚生労働省令で定めるところにより、次に掲げる書類を認定所轄庁に届け出なければならない。 一 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第二百二十九条第一項に規定する計算書類等 二 第三十八条第一項において準用する第四十五条の三十四第二項に規定する財産目録等		（所轄庁への届出の規定の準用） 第四十条の十五 第九条の規定は、法第百四十四条において準用する法第五十九条に規定する社会福祉連携推進法人の認定所轄庁への届出について準用する。 第四十条の十五による準用後の第九条 （届出） 第九条 法第百四十四条において準用する法第五十九条の規定による計算書類等及び財産目録等（以下「届出計算書類等」という。）の届出は、次の各号に掲げる方法のいずれかにより行わなければならない。 一 書面の提供（次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める方法による場合に限る。） イ 届出計算書類等が書面をもつて作成されている場合当該書面に記載された事項を記載した書面二通の提供 ロ 届出計算書類等が電磁的記録をもつて作成されている場合当該電磁的記録に記載された事項を記載した書面二通の提供 二 電磁的方法による提供（次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める方法による場合に限る。） イ 届出計算書類等が書面をもつて作成されている場合当該書面に記載された事項の電磁的方法による提供 ロ 届出計算書類等が電磁的記録をもつて作成されている場合当該電磁的記録に記載された事項の電磁的方法による提供 三 届出計算書類等の内容を当該届出に係る行政機関（厚生労働大臣、都道府県知事及び市長をいう。以下同じ。）及び独立行政法人福祉医療機構法（平成十四年法律第百六十六号）に規定する独立行政法人福祉医療機構の使用に係る電子計算機と接続された届出計算書類等の管理等に関する統一的な支援のための情報処理システムに記録する方法

社会福祉法（連携推進法人関係） （社会福祉法人関連規定、一般法人法、公益法人法準用条文）	社会福祉法施行令	社会福祉法施行規則
準用後の第五十九条の二（第二項を除く。） （情報の公開等） 第五十九条の二 社会福祉連携推進法人は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、遅滞なく、厚生労働省令で定めるところにより、当該各号に定める事項を公表しなければならない。 一 第三百三十九条第一項の認可を受けたとき、又は同条第三項の規定による届出をしたとき 定款の内容 二 第三百三十八条第一項において準用する第四十五条の三十五第二項の承認を受けたとき 当該承認を受けた報酬等の支給の基準 三 前条の規定による届出をしたとき 同条各号に掲げる書類のうち厚生労働省令で定める書類の内容 2 （略） 3 都道府県知事は、当該都道府県の区域内に主たる事務所を有する社会福祉連携推進法人（厚生労働大臣が認定所轄庁であるものを除く。）の活動の状況その他の厚生労働省令で定める事項について、調査、分析及び必要な統計その他の資料の作成を行うため必要があると認めるときは、当該都道府県の区域内に主たる事務所を有する社会福祉連携推進法人の認定所轄庁に対し、社会福祉連携推進法人の活動の状況その他の厚生労働省令で定める事項に関する情報の提供を求めることができる。 4 認定所轄庁は、前項の規定による都道府県知事の求めに応じて情報を提供するときは、電磁的方法その他の厚生労働省令で定める方法によるものとする。 5 厚生労働大臣は、社会福祉連携推進法人に関する情報に係るデータベース（情報の集合物であつて、それらの情報を電子計算 （公表） 第四十条の十六 法第百四十四条において読み替えて準用する法第五十九条の二第一項の公表は、インターネットの利用により行うものとする。 2 前項の規定にかかわらず、社会福祉連携推進法人が前条において準用する第九条第三号に規定する方法による届出を行い、行政機関等が当該届出により記録された届出計算書類等の内容の公表を行うときは、当該社会福祉連携推進法人が前項に規定する方法による公表を行ったものとみなす。 3 法第百四十四条において準用する法第五十九条の二第一項第三号に規定する厚生労働省令で定める書類は、次に掲げる書類（法人の運営に係る重要な部分に限り、個人の権利益が害されるおそれがある部分を除く。）とする。 一 法第百三十八条第二項において読み替えて適用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第二百三十三条第二項に規定する計算書類 二 法第百三十八条第一項において準用する法第四十五条の三十四第一項第二号に規定する役員等名簿及び同項第四号に規定する書類（第四十条の十二第十五号に規定する事項が記載された部分を除く。） （調査事項） 第四十条の十七 法第百四十四条において準用する法第五十九条の二第三項及び第六項に規定する厚生労働省令で定める事項は、次に掲げる事項（個人の権利益が害されるおそれがある部分を除く。）とする。 一 計算関係書類（第四十条第七項第一号に規定する計算関係書類をいう。）の内容 二 法第百三十八条第一項において準用する法第四十五条の三十四第一項第一号に規定する財産目録の内容 三 法第百三十八条第一項において準用する法第四十五条の三十四第一項第四号に規定する書類（第四十条の十二第十五号に掲げる事項が記載された部分を除く。）の内容 四 その他必要な事項 （報告方法） 第四十条の十八 法第百四十四条において準用する法第五十九条の二第四項に規定する厚生労働省令で定める方法は、電磁的方法とする。		

社会福祉法（連携推進法人関係） （社会福祉法人関連規定、一般法人法、公益法人法準用条文）	社会福祉法施行令	社会福祉法施行規則
機を用いて検索することができるように体系的に構成したものをいう。）の整備を図り、国民にインターネットその他の高度情報通信ネットワークの利用を通じて迅速に当該情報を提供できるよう必要な施策を実施するものとする。 ６ 厚生労働大臣は、前項の施策を実施するため必要があると認めるときは、都道府県知事に対し、当該都道府県の区域内に主たる事務所を有する社会福祉連携推進法人の活動の状況その他の厚生労働省令で定める事項に関する情報の提供を求めることができる。 ７ 第四項の規定は、都道府県知事が前項の規定による厚生労働大臣の求めに応じて情報を提供する場合について準用する。 準用後の第五十九条の三 （厚生労働大臣及び都道府県知事の支援） 第五十九条の三 厚生労働大臣は、都道府県知事及び市長に対して、都道府県知事は、市長に対して、社会福祉連携推進法人の指導及び監督に関する事務の実施に関し必要な助言、情報の提供その他の支援を行うよう努めなければならない。 （社会福祉連携推進認定の取消し） 第百四十五条 認定所轄庁は、社会福祉連携推進法人が、次の各号のいずれかに該当するときは、社会福祉連携推進認定を取り消さなければならない。 一 第百二十八条第一号又は第三号に該当するに至つたとき。 二 偽りその他不正の手段により社会福祉連携推進認定を受けたとき。 ２ 認定所轄庁は、社会福祉連携推進法人が、次の各号のいずれかに該当するときは、社会福祉連携推進認定を取り消すことができる。 一 第百二十七条各号（第五号を除く。）に掲げる基準のいずれかに適合しなくなつたとき。 二 社会福祉連携推進法人から社会福祉連携推進認定の取消しの申請があつたとき。 三 この法律若しくはこの法律に基づく命令又はこれらに基づく処分に違反したとき。 ３ 認定所轄庁は、前二項の規定により社会福祉連携推進認定を取り消したときは、厚生労働省令で定めるところにより、その旨を公示しなければならない。 ４ 第一項又は第二項の規定により社会福祉連携推進認定を取り消された社会福祉連携推進法人は、その名称中の社会福祉連携推進法人という文字を一般社団法人と変更する定款の変更をしたものとみなす。 ５ 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成十八年法律第四十九号）第二十九条第六項及び第七項の規定は、認定所轄庁が第一項又は第二項の規定により社会福祉連携推進認定を取り消した場合について準用する。この場合において、同条第六項中「行政庁は、第一項又は第二項の規定による公益認定」とあるのは、「社会福祉法第百三十九条第一項に規定する認定所轄庁は、同法第百二十六条第一項に規定する社会福祉連携推進認定」と読み替えるものとする。 準用後の公益法人法第二十九条第六項及び第七項 （公益認定の取消し） 第二十九条 （略）		一 第四十条の十七を参照 再掲 （公示の方法） 第四十条の三 法第百二十九条及び法第百四十五条第三項の規定による公示は、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。 （公益認定を受けている場合の特例） 第四十条の二十一 （略） ２ 社会福祉連携推進法人が公益認定を受けた法人である場合において、当該社会福祉連携推進法人が法第百四十五条第一項又は第二項の規定により社会福祉連携推進認定を取り消された場合は、同条第四項及び第五項並びに法第百四十六条の規定は、適用しない。

社会福祉法（連携推進法人関係） （社会福祉法人関連規定、一般法人法、公益法人法準用条文）	社会福祉法施行令	社会福祉法施行規則
２～５ （略） ６ 社会福祉法第百三十九条第一項に規定する認定所轄庁は、同法第百二十六条第一項に規定する社会福祉連携推進認定の取消しをしたときは、遅滞なく、当該社会福祉連携推進法人の主たる事務所及び従たる事務所の所在地を管轄する登記所に当該社会福祉連携推進法人の名称の変更の登記を嘱託しなければならない。 ７ 前項の規定による名称の変更の登記の嘱託書には、当該登記の原因となる事由に係る処分を行ったことを証する書面を添付しなければならない。 （社会福祉連携推進認定の取消しに伴う贈与） 第百四十六条 認定所轄庁が社会福祉連携推進認定の取消しをした場合において、第百二十七条第五号ルに規定する定款の定めに従い、当該社会福祉連携推進認定の取消しの日から一月以内に社会福祉連携推進目的取得財産残額に相当する額の財産の贈与に係る書面による契約が成立しないときは、認定所轄庁が当該社会福祉連携推進目的取得財産残額に相当する額の金銭について、同号ルに規定する定款で定める贈与を当該社会福祉連携推進認定の取消しを受けた法人（第四項において「認定取消法人」という。）から受ける旨の書面による契約が成立したものとみなす。当該社会福祉連携推進認定の取消しの日から一月以内に当該社会福祉連携推進目的取得財産残額の一部に相当する額の財産について同号ルに規定する定款で定める贈与に係る書面による契約が成立した場合における残余の部分についても、同様とする。 ２ 前項の「社会福祉連携推進目的取得財産残額」とは、第一号に掲げる財産から第二号に掲げる財産を除外した残余の財産の価額の合計額から第三号に掲げる額を控除して得た額をいう。 一 当該社会福祉連携推進法人が取得した全ての社会福祉連携推進目的事業財産（第百三十七条各号に掲げる財産をいう。以下この項において同じ。） 二 当該社会福祉連携推進法人が社会福祉連携推進認定を受けた日以後に社会福祉連携推進業務を行うために費消し、又は譲渡した社会福祉連携推進目的事業財産 三 社会福祉連携推進目的事業財産以外の財産であつて当該社会福祉連携推進法人が社会福祉連携推進認定を受けた日以後に社会福祉連携推進業務を行うために費消し、又は譲渡したもの及び同日以後に社会福祉連携推進業務の実施に伴い負担した公租公課の支払その他厚生労働省令で定めるものの額の合計額 ３ 前項に定めるもののほか、社会福祉連携推進目的取得財産残額の算定の細目その他その算定に関し必要な事項は、厚生労働省令で定める。 ４ 認定所轄庁は、第一項の場合には、認定取消法人に対し、前二項の規定により算定した社会福祉連携推進目的取得財産残額及び第一項の規定により当該認定取消法人と認定所轄庁との間に当該社会福祉連携推進目的取得財産残額又はその一部に相当する額の金銭の贈与に係る契約が成立した旨を通知しなければならない。 ５ 社会福祉連携推進法人は、第百二十七条第五号ルに規定する定款の定めを変更することができない。		再掲 （公益認定を受けている場合の特例） 第四十条の二十一 （略） ２ 社会福祉連携推進法人が公益認定を受けた法人である場合において、当該社会福祉連携推進法人が法第百四十五条第一項又は第二項の規定により社会福祉連携推進認定を取り消された場合は、同条第四項及び第五項並びに法第百四十六条の規定は、適用しない。 （社会福祉連携推進認定の取消しの後に確定した公租公課） 第四十条の十九 法第百四十六条第二項第三号に規定する厚生労働省令で定めるものは、当該社会福祉連携推進法人が社会福祉連携推進認定を受けた日以後の社会福祉連携推進業務の実施に伴い負担すべき公租公課であつて、法第百四十五条第一項又は第二項の社会福祉連携推進認定の取消しの日以後に確定したものとする。 （社会福祉連携推進認定が取り消された場合における社会福祉連携推進目的取得財産残額） 第四十条の二十 認定所轄庁が法第百四十五条第一項又は第二項の規定により社会福祉連携推進認定の取消しをした場合における法第百四十六条第二項の社会福祉連携推進目的取得財産残額は、法第百四十四条において準用する法第五十九条第二号の規定により届け出られた財産目録（以下この条において単に「財産目録」という。）のうち当該社会福祉連携推進認定が取り消された日の属する事業年度の前事業年度の財産目録に記載された当該金額（その額が零を下回る場合にあっては、零）とする。

社会福祉法（連携推進法人関係） （社会福祉法人関連規定、一般法人法、公益法人法準用条文）	社会福祉法施行令	社会福祉法施行規則
第五節 雑則 （一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の適用除外） 第百四十七条 社会福祉連携推進法人については、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第五条第一項、第六十七条第一項及び第三項、第二百二十八条並びに第五章の規定は、適用しない。 （政令及び厚生労働省令への委任） 第百四十八条 この章に定めるもののほか、社会福祉連携推進認定及び社会福祉連携推進法人の監督に関し必要な事項は政令で、第百三十九条第一項及び第百四十二条の認可の申請に関し必要な事項は厚生労働省令で、それぞれ定める。		一 第四十条の十三及び第四十条の十四を参照